

# 第2次大阪市再犯防止推進計画（令和6年度～令和10年度）の概要

## 第1章 計画の概要

### ■ 背景

- ▼国の再犯防止推進法において、都道府県及び市町村は、国の「再犯防止推進計画」を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないと規定
- ▼安全で安心して暮らせる社会の実現のために再犯防止推進が重要であり、市が取り組むべき再犯防止施策の方向性及び重点的取組を明らかにするために、第1次大阪市再犯防止推進計画を策定したが、今後も大阪市として継続的な支援の取組を推進するため、第2次計画を策定するもの

### ■ 計画の位置づけ

- ▼再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定
- ▼大阪府が実施している各種の施策・事業について再犯防止の推進の観点から取りまとめたもの
- ▼「大阪市地域福祉基本計画」などの関連計画と、整合及び連携を図る

### ■ 計画の期間

- ▼令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間
- ※国の第二次計画期間が令和5年度からの5年間であることを踏まえ、本市の第2次計画期間は、国同様に5年間とする。

### ■ 基本方針

- ▼犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯防止関連施策を推進
- ▼再犯の防止等に関する施策は、犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行う

### ■ 主な取組

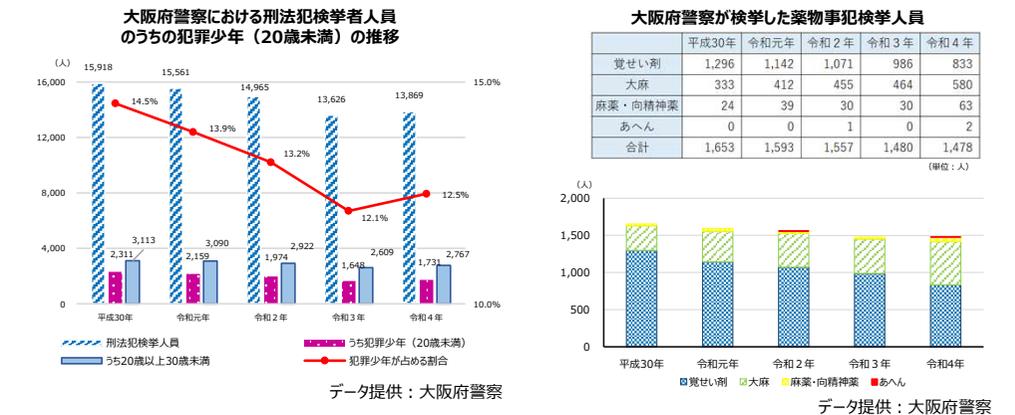
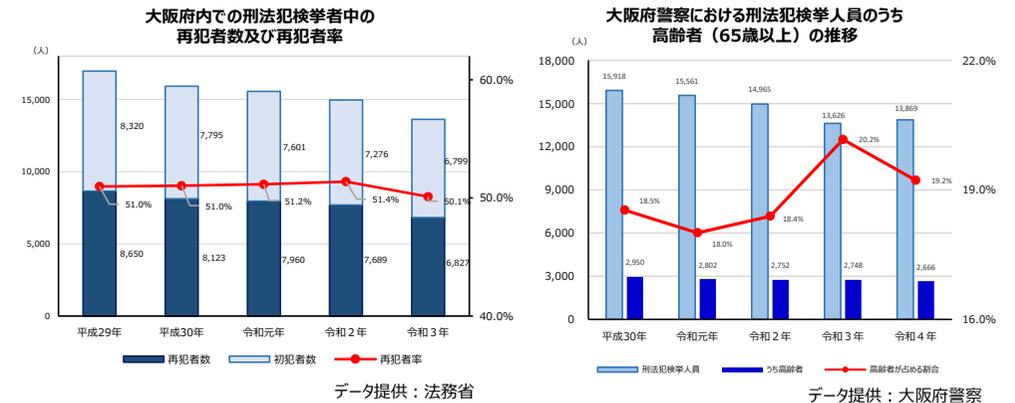
- ▼国の再犯防止推進計画における重点課題に基づき、国との適切な役割分担を踏まえ、地方自治体として特に重要な課題について、次のとおり定める
  - (1) 就労の確保のための取組
  - (2) 住居の確保のための取組
  - (3) 高齢者や障がいのある者等への支援のための取組
  - (4) 薬物依存を有する者への支援のための取組
  - (5) 若年層への支援のための取組
  - (6) 関係機関・団体との連携促進及び民間協力者の活動の促進のための取組

### ■ めざす姿

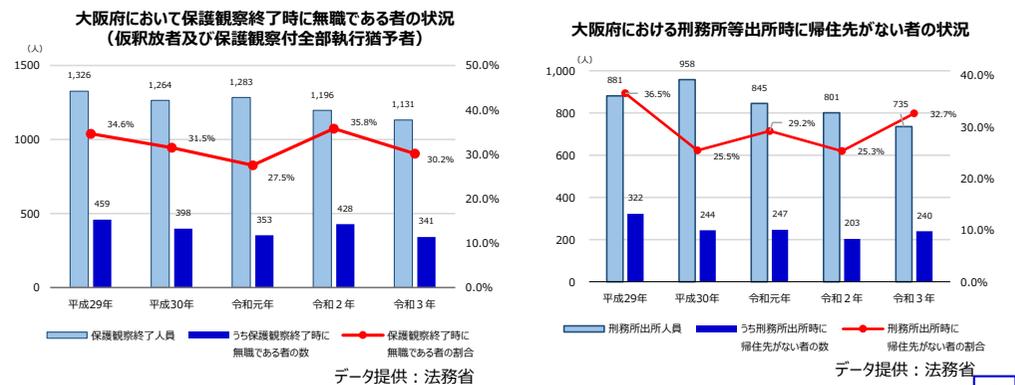
- ▼犯罪の責任等を自覚するとともに、犯罪被害者の心情等を理解し、立ち直りを希求するものの多くの困難を抱える犯罪をした者等が、地域社会で孤立することなく、地域の一員として円滑に社会復帰できるよう、社会全体の理解と関心の高揚
- ▼国、府、民間団体その他の関係者と連携、協力し、再犯を防止し、もって、市民が犯罪による被害を受けることのない安全で安心して暮らせる地域社会の実現

## 第2章 再犯防止を取り巻く状況

### 1 犯罪の発生状況



### 2 更生保護に関する状況



# 第2次大阪市再犯防止推進計画（令和6年度～令和10年度）の概要

## 第3章 市の主な取組

### 1 就労の確保

不安定な就労が再犯リスクとなっている

- ・刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職
- ・無職の保護観察対象者の再犯率は有職者の再犯率の約5倍

→ 犯罪をした者等の就労の確保、就職後の職場定着支援に努める

≪具体的取組≫

- ▼生活困窮者自立支援事業
- ▼障がい者就業・生活支援センターにおける相談・支援
- ▼障がい者の職業訓練
- ▼しごと情報ひろば事業における就労相談
- ▼協力雇用主による公共調達受注の機会を増やすための優遇措置
- ▼保護観察対象者等に対する就労支援

### 2 住居の確保

適切な帰住先の確保は、再犯を防止する上で重要

- ・刑務所満期出所者のうち相当数が帰住先が確保されないまま出所
- ・再入者のうち、適切な定住先のない住所不定の者の割合は2割超

→ 犯罪をした者等の住居の確保に努める

≪具体的取組≫

- ▼市営住宅における随時募集や優先選考の活用
- ▼セーフティネット住宅登録制度の活用
- ▼居住支援法人との連携

### 3 高齢者や障がいのある者等への支援

犯罪をした高齢者・障がい者が地域社会のセーフティネットで再出発できることが再犯防止に重要

- ・高齢者の検挙人員は、著しい増加傾向にあり、高齢者人口の増加をはるかに上回っている
- ・新たな受刑者のうち能力検査値が低い者の割合は約2割

→ 高齢者・障がい者が地域で安心して生活できるよう相談援助等の支援する

≪具体的取組≫

- ▼高齢者・障がい者やその家族のための相談
- ▼心身障がい者リハビリテーションセンター
- ▼成年後見支援センター事業
- ▼あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）

### 4 薬物等の依存症を有する者への支援

薬物事犯者は依存症患者である場合もあり、再犯者率が高く、継続的な治療・支援が必要

- ・覚せい剤取締法違反による検挙者のうち同一罪名再犯者の割合は約7割
- ・薬物事犯により受刑した者の約半数が出所後5年以内に再入所している

→ 専門の医師等による相談、市民や支援者に対する普及啓発等により、薬物依存症者への支援に努める

≪具体的取組≫

- ▼依存症対策支援事業
- ▼自立支援医療費（精神通院）の公費負担

### 5 若年層への支援

人格形成・社会適応のために学びは必要であり犯罪をした者等が継続して学ぶための支援が重要

- ・少年院入院者の2割超、入所受刑者の3割超が、中学卒業後、高校に進学していない
- ・少年院入院者の約4割、入所受刑者の2割超が高校を中退している

→ 生活指導体制を確立・強化して安全で安心できる教育環境の実現に努める

≪具体的取組≫

- ▼生活指導支援員の配置
- ▼生活指導サポートセンター
- ▼大阪市教育支援センター
- ▼スクールロイヤー事業
- ▼児童自立支援施設「阿武山学園」における学習支援及びアフターケア
- ▼地域やボランティアによる青少年の非行の未然防止等

### 6 関係機関・団体との連携促進及び民間協力者の活動の促進

犯罪をした者等の社会からの孤立化は再犯リスクを高める

再犯防止施策の推進には、国、地方公共団体、民間協力者の連携が重要なだけでなく、社会全体の理解・協力が不可欠

→ 保護司活動の支援や民間の更生保護活動の周知啓発を進め、地域社会の理解促進を図る

≪具体的取組≫

- ▼関係機関、団体等との連携
- ▼更生保護活動への支援
- ▼地域社会への理解促進

## 第4章 計画の推進体制

### 1 推進体制

#### ① 庁内会議

- ・庁内関係部課等の職員で構成する「大阪市再犯防止推進連絡会議」
- ・全庁的な視点から課題や取組について検討

#### ② 市職員への研修等の実施

- ・法務省と連携のうえ、庁内関係部課等の職員に対して研修会、勉強会等を実施
- ・再犯防止にかかる職員向け知識習得・理解促進

### 2 進行管理

- ・関係施策を所管する各部署における事業実績把握、内容改善
- ・国・大阪府の取組成果、次期再犯防止推進計画の内容を踏まえての本市次期計画の検討